

## 次期新ひょうご子ども未来プランの策定について（案）

## 1 計画期間

H27～31年度（5年間）：H27年3月策定予定

現行計画：H22～26年度（5年間）

## 2 概要

- (1) 社会全体による少子対策、子ども・子育て支援を総合的に推進するための向こう5年間の県計画で、理念目標、出生数目標、教育・保育の量の見込み、提供体制の確保、具体的施策などを記載
- (2) 平成27年度からの本格実施が見込まれる「子ども・子育て支援新制度」の県子ども・子育て支援事業支援計画のほか、他法令で策定が求められている子ども・子育て支援に関連する計画を一体的に策定

## 【一体的に策定する計画】

- ・「県子ども・子育て支援事業支援計画」（子ども・子育て支援法第62条第1項）
- ・「県行動計画」（次世代育成支援対策推進法第9条）
- ・「県子ども・若者計画」（子ども・若者育成支援推進法第9条）
- ・「自立促進計画」（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条）
- ・「県子どもの貧困対策計画」（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条）

（※関連法律、指針・大綱等が定める、県計画に記載する内容は、別添参考資料のとおり）

## 3 策定手法

## (1) 現行プランの評価

次世代育成支援対策推進法第9条第7項、子ども・子育て支援法基本指針に基づき、現行プランに定める施策の実施状況等の評価

## (2) 理念・骨子案策定のための意見聴取等

## ア 学識経験者等の意見聴取

子ども・子育て会議の委員のうち、大学教授等学識経験者から、少子対策・子育て支援について、社会潮流、あるべき将来像等について意見聴取  
学識経験者の意見を踏まえ、子ども・子育て会議において意見交換

## イ 県民意識調査

県民が求める少子対策・子育て支援施策に対する意見やニーズを、地域別、年齢（年代）・性別ごとに調査・分析

（目標サンプル数：約3,000人、6月中旬～ 調査開始予定）

### (3) 計画案の検討

#### ア 市町との定期的な協議の実施

県計画策定に必要な各年度の教育・保育及び事業の量の見込み、教育・保育施設及び地域型保育事業の確保方策などについて、定期的に市町協議を実施

#### イ 子ども・子育て会議教育・保育需給検討部会及び関係審議会での審議

- ・ 県計画に定める区域や各年度の需給計画などについて、同会議教育・保育需給検討部会で審議
- ・ ひとり親支援のための「自立促進計画」、「県子どもの貧困対策計画」について、社会福祉審議会児童福祉専門分科会で審議

#### ウ 県子ども・子育て会議での審議

有識者、事業者、子育て当時者、子育て支援当事者等が参画する同会議において、部会や関係審議会での審議結果を受けて、次期計画策定に向けて幅広く審議

(審議内容、スケジュール等の詳細は、別紙を参照)

### (4) 県民意見提出手続（パブリック・コメント）の実施

子ども・子育て会議での審議を経て策定した次期計画案について、県民各層に広く情報提供を行い主体的な参画を求め、意見やニーズを計画に反映させる。

(平成 27 年 1 ～ 2 月頃を予定)